

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
品木ダム水質管理所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 品木ダム浚渫工事
工事地名	群馬県吾妻郡中之条町大字入山地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 3月
2) 事務所名	品木ダム水質管理所	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026011006	1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量	19000	1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	302日間 自 令和 8年 4月 3日 (当初) 至 令和 9年 1月29日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	群馬県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	中之条地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	品木ダム	2 2) 処 分 費 等	1,450,000
		2 3) 公 告 日	令和 8年 1月30日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 7 品木ダム浚渫工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	浚渫(河川)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
浚渫(河川)									
			式	1		117,612,287			
浚渫工(ｸﾞﾗﾌﾞ 船)			式	1		48,969,874			
浚渫船運転工			式	1		11,173,900			
浚渫船運転									単-1号
			m3	19,000	588.1	11,173,900			
圧送船運転工			式	1		10,811,000			
圧送船運転									単-2号
			m3	19,000	569	10,811,000			
作業船運転工			式	1		2,373,174			
揚錨船運転									単-3号
			日	62	35,240	2,184,880			
交通船運転									単-4号
			日	62	3,037	188,294			
排砂管設置撤去			式	1		4,984,700			
排砂管設置			式	1		802,800			内-1号
排砂管撤去									内-2号
			式	1		504,600			

設計内訳書

工事名	R 7 品木ダム浚渫工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	浚渫(河川)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
排砂管保守		日	62	51,620	3,200,440			単-5号	
排砂管損料		日	113	4,220	476,860			単-6号	
脱水処理施設運転工		式	1		10,248,100				
脱水処理施設運転		日	62	132,100	8,190,200			単-7号	
発生材運搬		日	62	10,700	663,400			単-8号	
苛性ソーダ（溶液）	24%濃度溶液	kg	12,900	95	1,225,500			単-9号	
塩化第二鉄水溶液	37%濃度溶液	kg	2,700	46	124,200			単-10号	
高分子凝集剤	ノニオン系	kg	40	1,120	44,800			単-11号	
脱水土運搬		式	1		9,379,000				
脱水土積込運搬	L=3.5km	m3	8,300	1,130	9,379,000			単-12号	
C土捨場整備工		式	1		62,853,373				
脱水土処理工		式	1		57,530,685				

設計内訳書

工事名	R 7 品木ダム浚渫工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	浚渫(河川)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
固化処理	特殊土用 固化材添加量290kg/m3	m3	5,500	6,520	35,860,000			単-13号	
固化処理	高有機質土用 固化材添加量210kg/m3	m3	2,800	5,154	14,431,200			単-14号	
固化処理土運搬		m3	8,300	596.5	4,950,950			単-15号	
固化処理土盛土	施工幅員4.0m以上 施工数量10,000m3未満	m3	7,800	253.1	1,974,180			単-16号	
固化処理土法面整形		m2	570	551.5	314,355			単-17号	
作業土工		式	1		68,898				
床掘工	暗渠排水管 φ100用	m3	190	286.8	54,492			単-18号	
床掘工	暗渠排水管 φ600用	m3	60	240.1	14,406			単-19号	
覆土工		式	1		660,860				
覆土盛土		m3	370	238.2	88,134			単-20号	
法面整形		m2	570	551.5	314,355			単-21号	
土砂等運搬		m3	370	698.3	258,371			単-22号	

設計内訳書

工事名	R 7 品木ダム浚渫工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	浚渫(河川)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
排水工			式	1		4, 592, 930			
暗渠排水工		φ 100× 2	m	145	13, 020	1, 887, 900			単-23号
暗渠排水工		φ 600	m	19	44, 560	846, 640			単-24号
角形U字溝		U 2 4 0	m	79	13, 310	1, 051, 490			単-25号
角形U字溝		U 8 0 0	m	8	43, 600	348, 800			単-26号
減勢柵			基	1	458, 100	458, 100			単-27号
仮設工			式	1		4, 239, 040			
汚濁防止工			式	1		132, 760			
汚濁防止フェンス		設置・撤去	m	40	3, 319	132, 760			単-28号
固化処理設備工			式	1		918, 240			
セメントサイロ設置・撤去工			基	1	604, 100	604, 100			単-29号
固化処理設備機械管理費			日	113	2, 780	314, 140			単-30号

設計内訳書

工事名	R 7 品木ダム浚渫工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	浚渫(河川)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
交通管理工		式	1		3,188,040				
交通誘導警備員		人日	1		3,188,040			内-3号	
雑工		式	1		1,550,000				
発生材処分		式	1		1,550,000				
発生材処分	(汚濁を含む管理型混合物処分費)葉っぱ等	t	10	60,000	600,000			単-31号	
発生材処分	(汚濁を含む管理型混合物処分費)流木、タイヤ等の混合廃棄物	t	10	95,000	950,000			単-32号	
直接工事費		式	1		117,612,287				
共通仮設費		式	1		27,343,380				
共通仮設費		式	1		12,950,380				
準備費		式	1		9,912,000				
繫船費(河川)		日	34	286,000	9,724,000			単-33号	
浚渫船点検	特定自主検査費用	式	1		188,000			内-4号	

設計内訳書

工事名	R 7 品木ダム浚渫工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	浚渫(河川)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
事業損失防止施設費		式	1		624, 580				
水質調査費	43項目	回	2	263, 300	526, 600			単-34号	
水質調査費	4項目	回	6	16, 330	97, 980			単-35号	
技術管理費		式	1		555, 800				
土質試験費	六価クロム溶質試験	式	1		7, 800			内-5号	
システム初期費(ICT)		式	1		548, 000			内-6号	
現場環境改善費（率計上）		式	1		1, 858, 000				
共通仮設費（率計上）		式	1		14, 393, 000				
純工事費		式	1		144, 955, 667				
現場管理費		式	1		54, 328, 000				
工事原価		式	1		199, 283, 667				
一般管理費等		式	1		31, 066, 333				

設計内訳書

工事名	R 7 品木ダム浚渫工事	(当 初)				事業区分	河川改修		
						工事区分	浚渫(河川)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事価格			式	1		230,350,000			
消費税相当額			式	1		23,035,000			
工事費計			式	1		253,385,000			

一式当たり内訳書

排砂管設置

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
排砂管設置（湖面上）		式	1		596,400			
排砂管設置（地上）		式	1		206,400			
合 計					802,800			

一式当たり内訳書

排砂管撤去

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
排砂管撤去（湖面上）		式	1		298,200			
排砂管撤去（地上）		式	1		206,400			
合 計					504,600			

1人日当たり内訳書

交通誘導警備員
第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員B		人日	186	17,140	3,188,040			
合 計					3,188,040			

一式当たり内訳書

第 4号内訳書
浚渫船点検

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
特定自主検査費		式	1		188,000			
合 計					188,000			

一式当たり内訳書

土質試験費
第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
六価クロム溶出試験費		検体	1	7,800	7,800			
合 計					7,800			

一式当たり内訳書

システム初期費 (ICT)
第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (I C T)	フルト [※]	式	1		548, 000			
合 計					548, 000			

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-1号	浚渫船運転		単位	m3	数量	309	単価	588. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
浚渫船運転			日	1	181, 700	181, 700		
計						181, 700		
単価						588. 1	円／m3	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-2号	圧送船運転		単位	m3	数量	309	単価	569
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
圧送船運転			日	1	175, 800	175, 800		
計						175, 800		
単価						569	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-3号	揚錨船運転		単位	日	数量	1	単価	35, 240
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
揚錨船			日	1	35, 240	35, 240		
計						35, 240		
単価						35, 240	円／日	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-4号	交通船運転		単位	日	数量	1	単価	3, 037
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通船			日	1	3, 037	3, 037		
計						3, 037		
単価						3, 037	円／日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-5号	排砂管保守		単位	日	数量	1	単価	51,620
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
排砂管保守			式	1		51,612		
計						51,612		
単価						51,620	円／日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一6号	排砂管損料		単位	日	数量	1	単価	4, 220
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	排砂管（鋼製フロータ含む）	STPG370管 L=5. 5m 200A-50K	本	52	11	572		
	ジョイント [ゴム製]	長 1 2 0 0 mm 径 2 0 0 mm 1 0 ~ 2 0 K	本	52	4	208		
	地上部排砂管	φ 200	m	40	86	3, 440		
	計					4, 220		
	単価					4, 220	円／日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-7号	脱水処理施設運転		単位	日	数量	1	単価	132, 100
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
脱水処理施設運転		フィルタープレス式35. 2m3/2台 浄化設備含む		日	1	132, 100	132, 100	
計							132, 100	
単価							132, 100	円／日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-8号	発生材運搬		単位	日	数量	1	単価	10, 700
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		4 t 積級		時間	0. 3	35, 640	10, 692	
諸雑費 (まるめ)				式	1		8	
計							10, 700	
単価							10, 700	円／日

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-9号	苛性ソーダ (溶液)	24%濃度溶液	単位	kg	数量	1	単価	95
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
苛性ソーダ		24%濃度溶液 ローリー	kg	1	95	95		
計						95		
単価						95	円/kg	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-10号	塩化第二鉄水溶液	37%濃度溶液	単位	kg	数量	1	単価	46
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
塩化第二鉄水溶液		37%濃度溶液 ローリー	kg	1	46	46		
計						46		
単価						46	円/kg	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-11号	高分子凝集剤	ノニオン系	単位	kg	数量	1	単価	1, 120
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高分子凝集剤		ノニオン系	kg	1	1, 120	1, 120		
計						1, 120		
単価						1, 120	円/kg	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-12号	脱水土積込運搬	L=3. 5km	単位	m3	数量	1	単価	1, 130
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ホイールローダ掘削積込		山積2. 1m3 ルーズ 粘性土	m3	1	372. 9	372. 9		
ダンプトラック運転 (10t積)		ホイールローダ山積2. 1m3 土砂 DID無 4. 0km未満	m3	1	756. 6	756. 6		
計						1, 129. 5		
単価						1, 130	円/m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-13号	固化処理	特殊土用 固化材添加量290kg/m3	単位	m3	数量		単価	
						1		6, 520
名称			単位	数量	単価	金額	摘要	
固化処理			m3	1	6, 520	6, 520		
計						6, 520		
単価						6, 520	円／m3	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-14号	固化処理	高有機質土用 固化材添加量210kg/m3	単位	m3	数量		単価	
						1		5, 154
名称			単位	数量	単価	金額	摘要	
固化処理			m3	1	5, 154	5, 154		
計						5, 154		
単価						5, 154	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-15号	固化処理土運搬		単位	m3	数量	1	単価	596. 5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込（ルーズ）		土砂 土量50, 000m3未満	m 3	1	236. 9	236. 9		
土砂運搬工（不整地運搬車による運搬）		5, 000m3以上 バックホウ山積0. 8m3（平積0. 6m3） 110m以下	m 3	1	359. 6	359. 6		
計						596. 5		
単価						596. 5	円／m3	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-16号	固化処理土盛土	施工幅員4. 0m以上 施工数量10, 000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	253. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土（I C T）		20, 000m3未満 無し	m 3	1	253. 1	253. 1		
計						253. 1		
単価						253. 1	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-17号	固化処理土法面整形		単位	m2	数量	1	単価	551. 5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形 (ICT)			m2	1	551. 5	551. 5		
計						551. 5		
単価						551. 5	円／m2	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-18号	床掘工	暗渠排水管 φ100用	単位	m3	数量	1	単価	286. 8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 無し	m 3	1	286. 8	286. 8		
計						286. 8		
単価						286. 8	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一19号	床掘工	暗渠排水管 φ600用	単位	m3	数量	1	単価	240. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 標準 無し 無し	m 3	1	240. 1	240. 1		
計						240. 1		
単価						240. 1	円／m3	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一20号	覆土盛土		単位	m3	数量	1	単価	238. 2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		4. 0m以上 20, 000m3未満 無し	m 3	1	238. 2	238. 2		
計						238. 2		
単価						238. 2	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-21号	法面整形		単位	m2	数量	1	単価	551.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形 (ICT)			m2	1	551.5	551.5		
計						551.5		
単価						551.5	円/m2	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-22号	土砂等運搬		単位	m3	数量	1	単価	698.3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込 (ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m3	1	236.9	236.9		
土砂運搬工 (不整地運搬車による運搬)		5,000m3未満 バックホウ山積0.8m3 (平積0.6m3) 100m以下	m3	1	461.4	461.4		
計						698.3		
単価						698.3	円/m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-23号	暗渠排水工	φ100×2	単位	m	数量		単価	
						1		13,020
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
暗渠排水管		据付 波状管 50～150mm 要 全ての費用	m	1	1,310	1,310		
フィルター材		再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 3	1.28	9,146	11,706.88		
計						13,016.88		
単価						13,020	円／m	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-24号	暗渠排水工	φ600	単位	m	数量		単価	
						1		44,560
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
暗渠排水管		据付 波状管 450～600mm 要 全ての費用	m	1	22,700	22,700		
フィルター材		再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 3	2.39	9,146	21,858.94		
計						44,558.94		
単価						44,560	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-25号	角形U字溝	U 2 4 0	単位	m	数量	1	単価	13, 310
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コルゲートフリューム		据付 350×350以上550×550以下 全ての費用	m	1	13, 310	13, 310		
計						13, 310		
単価						13, 310	円／m	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-26号	角形U字溝	U 8 0 0	単位	m	数量	1	単価	43, 600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コルゲートフリューム		据付 550×550を超え750×750以下 全ての費用	m	1	43, 600	43, 600		
計						43, 600		
単価						43, 600	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-27号	減勢樹		単位	基	数量	1	単価	458, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 コンクリートホップ車打設 21-8-25 (20) (普通) 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し	m 3	6	31, 360	188, 160		
型枠		一般型枠 鉄筋・無筋構造物	m 2	25	10, 580	264, 500		
型枠		一般型枠 均しコンクリート	m 2	1	5, 363	5, 363		
諸雑費 (まるめ)			式	1		77		
計						458, 100		
単価						458, 100	円／基	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一28号	汚濁防止フェンス	設置・撤去	単位	m	数量	1	単価	3, 319
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
汚濁防止フェンス		設置・撤去	m	1	3, 319	3, 319		
計						3, 319		
単価						3, 319	円／m	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一29号	セメントサイロ設置・撤去工		単位	基	数量	1	単価	604, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
セメントサイロ設置・撤去			基	1	604, 100	604, 100		
計						604, 100		
単価						604, 100	円／基	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-30号	固化処理設備機械管理費		単位	日	数量	1	単価	2, 780
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
セメントサイロ		容量30t 排出量20t/h	日	1	2, 780	2, 780		
計						2, 780		
単価						2, 780	円／日	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-31号	発生材処分	(汚濁を含む管理型混合物処分費) 葉っぱ等	単位	t	数量	1	単価	60, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (t)			t	1	55, 000	55, 000		
運搬費		葉っぱ	t	1	5, 000	5, 000		
計						60, 000		
単価						60, 000	円／t	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単－32号	発生材処分	(汚濁を含む管理型混合物処分費) 流木、タイヤ等の混合廃棄物	単位	t	数量	1	単価	95, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (t)			t	1	90, 000	90, 000		
運搬費		流木・タイヤ等	t	1	5, 000	5, 000		
計						95, 000		
単価						95, 000	円／t	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単－33号	繋船費(河川)		単位	日	数量	1	単価	286, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
繋船費			日	1	286, 000	286, 000		
計						286, 000		
単価						286, 000	円／日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一34号	水質調査費	43項目	単位	回	数量	1	単価	263, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
採水			回	1	6, 354	6, 354		
水質調査費		43項目	式	1		256, 920		
諸雑費（まるめ）			式	1		26		
計						263, 300		
単価						263, 300	円／回	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一35号	水質調査費	4項目	単位	回	数量	1	単価	16, 330
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
採水			回	1	6, 354	6, 354		
水質調査費		4項目	式	1		9, 970		
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						16, 330		
単価						16, 330	円／回	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	浚渫船運転		単位	日	数量	1	単価	181, 700
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 5	32, 946	16, 473		
高級船員			人	1	42, 840	42, 840		
普通船員			人	3	33, 456	100, 368		
クラムシェル浚渫船		[スパッド式] バケット容量1. 0 m 3	時間	8	1, 370	10, 960		
軽油		船舶用	L	128	86. 1	11, 020		
諸雑費（まるめ）			式	1		39		
計						181, 700		
単価						181, 700	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	圧送船運転		単位	日	数量	1	単価	175, 800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 5	32, 946	16, 473		
高級船員			人	1	42, 840	42, 840		
普通船員			人	2	33, 456	66, 912		
土砂圧送船		最大吐出量 1 4 0 m 3	時間	8	2, 400	19, 200		
軽油		船舶用	L	352	86. 1	30, 307		
諸雑費（まるめ）			式	1		68		
計						175, 800		
単価						175, 800	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	揚錨船		単位	日	数量	1	単価	35, 240
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
重油		A 重油（ローリー）						
			L	68	88. 7	6, 031		
揚錨船		D 1 t 吊						
			供用日	1. 65	17, 700	29, 205		
諸雑費（まるめ）								
			式	1		4		
計						35, 240		
単価						35, 240	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	交通船		単位	日	数量	1	単価	3, 037
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ガソリン	レギュラー		L	20	141	2, 820		
船外機	2 0 PS		日	1	12	12		
作業船〔鋼製〕	双胴型 6 人乗り		日	1	205	205		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						3, 037		
単価						3, 037	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	排砂管設置（湖面上）		単位	式	数量	1	単価	596, 400
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員			人	4	42, 840	171, 360		
普通船員			人	3	33, 456	100, 368		
普通作業員			人	7	25, 806	180, 642		
揚錨船			日	2	35, 240	70, 480		
交通船			日	2	3, 037	6, 074		
バックホウ運転	容量0. 8(0. 6)m3 吊能力2. 9t		日	1	67, 380	67, 380		
諸雑費（まるめ）			式	1		96		
計						596, 400		
単価						596, 400	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	排砂管設置（地上）		単位	式	数量	1	単価	206, 400
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1	32, 946	32, 946		
	とび工		人	1	28, 560	28, 560		
	普通作業員		人	3	25, 806	77, 418		
	バックホウ運転	容量0. 8 (0. 6)m3 吊能力2. 9t	日	1	67, 380	67, 380		
	諸雑費（まるめ）		式	1		96		
	計					206, 400		
	単価					206, 400	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	排砂管撤去（湖面上）		単位	式	数量	1	単価	298, 200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
高級船員			人	2	42, 840	85, 680		
普通船員			人	1. 5	33, 456	50, 184		
普通作業員			人	3. 5	25, 806	90, 321		
揚錨船			日	1	35, 240	35, 240		
交通船			日	1	3, 037	3, 037		
バックホウ運転		容量0. 8(0. 6)m3 吊能力2. 9t	日	0. 5	67, 380	33, 690		
諸雑費（まるめ）			式	1		48		
計						298, 200		
単価						298, 200	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	排砂管撤去（地上）		単位	式	数量	1	単価	206,400
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	1	32,946	32,946		
とび工			人	1	28,560	28,560		
普通作業員			人	3	25,806	77,418		
バックホウ運転		容量0.8(0.6)m3 吊能力2.9t	日	1	67,380	67,380		
諸雑費（まるめ）			式	1		96		
計						206,400		
単価						206,400	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	排砂管保守		単位	式	数量	1	単価	51,612
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	2	25,806	51,612		
計						51,612		
単価						51,612	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	脱水処理施設運転	フィルタープレス式35.2m3/2台 浄化設備含む	単位	日	数量	1	単価	132,100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.5	32,946	16,473		
	特殊作業員		人	1	27,642	27,642		
	普通作業員		人	2	25,806	51,612		
	加圧脱水機（フィルタープレス式）	32.5m3/2台 濾過面積 1414m2/2台 浄化設備含む	時間	8	4,540	36,320		
	諸雑費（まるめ）		式	1		53		
	計					132,100		
	単価					132,100	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	単位	時間	数量	1	単価	35, 640
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	0. 25	23, 766	5, 941		
軽油			L	5. 4	130	702		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		4 t 積級	時間	1	28, 900	28, 900		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ	時間	1	91	91		
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						35, 640		
単価						35, 640	円／時間	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	ホイールローダ掘削積込	山積2.1m3 ルーズ 粘性土	単位	m3	数量	100	単価	372.9	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
ホイールローダ運転		容量2.1m3 普通	日	0.71	52,510	37,282			
諸雑費（まるめ）			式	1		8			
計						37,290			
単価						372.9	円／m3		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	ダンプトラック運転（10t積）	ホイールローダ山積2.1m3 土砂 DID無 4.0km未満	単位	m3	数量	100	単価	756.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ダンプトラック運転		オンロード・ディーゼル 10t積級	日	1.3	58,200	75,660		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						75,660		
単価						756.6	円／m3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	固化処理	特殊土用 固化材添加量290kg/m3	単位	m3	数量	100	単価	6, 520
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 71	32, 946	23, 391		
普通作業員			人	0. 71	25, 806	18, 322		
バックホウ運転		容量0. 8 (0. 6)m3	日	0. 71	54, 830	38, 929		
セメント系固化材		特殊土用 バラ	kg	29	19, 700	571, 300		
諸雑費（まるめ）			式	1		58		
計						652, 000		
単価						6, 520	円／m3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	固化処理	高有機質土用 固化材添加量210kg/m3	単位	m3	数量	100	単価	5, 154
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 71	32, 946	23, 391		
普通作業員			人	0. 71	25, 806	18, 322		
バックホウ運転		容量0. 8 (0. 6) m3	日	0. 71	54, 830	38, 929		
セメント系固化材		高有機質土用 バラ	kg	21	20, 700	434, 700		
諸雑費（まるめ）			式	1		58		
計						515, 400		
単価						5, 154	円／m3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	土砂運搬工（不整地運搬車による運搬）	5, 000m3以上 バックホウ山積0. 8m3（平積0. 6m3） 110m以下	単位	m 3	数量	100	単価	359. 6
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	不整地運搬車運転	5, 000m3以上	日	0. 366	98, 240	35, 955		
	諸雑費（まるめ）		式	1		5		
	計					35, 960		
	単価					359. 6	円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	法面整形（ICT）		単位	m2	数量	100	単価	551. 5
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 24	32, 946	7, 907		
普通作業員			人	0. 36	25, 806	9, 290		
バックホウ（クローラ型）運転 排出ガス対策型 3 次		後方超小旋回型・超低騒音型山積0. 45m3平積0. 35m	日	0. 61	62, 210	37, 948		
諸雑費（まるめ）			式	1		5		
計						55, 150		
単価						551. 5	円／m2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	土砂運搬工（不整地運搬車による運搬）	5, 000m3未満 バックホウ山積0. 8m3（平積0. 6m3） 100m以下	単位	m 3	数量	100	単価	461. 4
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	不整地運搬車運転	5, 000m3未満	日	0. 532	86, 720	46, 135		
	諸雑費（まるめ）		式	1		5		
	計					46, 140		
	単価					461. 4	円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	汚濁防止フェンス	設置・撤去	単位	m	数量	100	単価	3, 319
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	汚濁防止フェンス設置・撤去	設置・撤去	m	100	3, 319	331, 900		
	汚濁防止フェンス		m	100	0	0		
	アンカー工 10%		式	1		0		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					331, 900		
	単価					3, 319	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	セメントサイロ設置・撤去		単位	基	数量	1	単価	604, 100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	2	32, 946	65, 892		
とび工			人	7	28, 560	199, 920		
普通作業員			人	7. 5	25, 806	193, 545		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]		2 5 t 吊	日	2. 08	53, 200	110, 656		
先導費			式	1		34, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		87		
計						604, 100		
単価						604, 100	円／基	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	17, 140
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員B		人	1	17, 136	17, 136		
	諸雑費（まるめ）		式	1		4		
	計					17, 140		
	単価					17, 140	円／人日	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	55, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	処分費		t	100	55, 000	5, 500, 000		
	計					5, 500, 000		
	単価					55, 000	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	90, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費			t	100	90, 000	9, 000, 000		
	計					9, 000, 000		
	単価					90, 000	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	繋船費		単位	日	数量	1	単価	286, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	1	32, 946	32, 946		
高級船員			人	2	42, 840	85, 680		
普通船員			人	5	33, 456	167, 280		
諸雑費（まるめ）			式	1		94		
計						286, 000		
単価						286, 000	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	採水		単位	回	数量	1	単価	6, 354
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
測量技師補			人	0. 062	42, 126	2, 611		
測量補助員			人	0. 124	30, 192	3, 743		
計						6, 354		
単価						6, 354	円／回	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	ブルドーザ	単位	式	数量	1	単価	548, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		ブルドーザ	式	1		548, 000		
計						548, 000		
単価						548, 000	円／式	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	クラムシエル浚渫船	[スパッド式] バケット容量1. 0 m ³	単位	時間	数量	1	単価 1,370
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
クラムシエル浚渫船		[スパッド式] バケット容量1. 0 m ³	時間	1	1,370	1,370	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						1,370	
単価						1,370	円／時間

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	土砂圧送船	最大吐出量1 4 0 m ³	単位	時間	数量	1	単価 2,400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂圧送船		最大吐出量1 4 0 m ³	時間	1	2,400	2,400	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						2,400	
単価						2,400	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	作業船〔鋼製〕	双胴型 6人乗り	単位	日	数量	1	単価	205
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	作業船〔鋼製〕	双胴型 6人乗り	日	1	205	205		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					205		
	単価					205	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	揚錨船		単位	日	数量	1	単価	35, 240
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
重油		A 重油（ローリー）						
			L	68	88. 7	6, 031		
揚錨船		D 1 t 吊						
			供用日	1. 65	17, 700	29, 205		
諸雑費（まるめ）								
			式	1		4		
計						35, 240		
単価						35, 240	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	交通船		単位	日	数量	1	単価	3, 037
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ガソリン		レギュラー						
			L	20	141	2, 820		
船外機		2 0 PS						
			日	1	12	12		
作業船〔鋼製〕		双胴型 6 人乗り						
			日	1	205	205		
諸雑費（まるめ）								
			式	1		0		
計						3, 037		
単価						3, 037	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ運転	容量0.8(0.6)m3 吊能力2.9t	単位	日	数量	1	単価	67,380
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	28,458	28,458		
軽油			L	87	130	11,310		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕			排ガス型（第2次） 山積0.8m3 2.9t吊	時間	5.8	4,760	27,608	
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						67,380		
単価						67,380	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ運転	容量0.8(0.6)m3 吊能力2.9t	単位	日	数量	1	単価	67,380
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	28,458	28,458		
軽油			L	87	130	11,310		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕			排ガス型（第2次） 山積0.8m3 2.9t吊	時間	5.8	4,760	27,608	
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						67,380		
単価						67,380	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	ホイールローダ運転	容量2. 1m3 普通	単位	日	数量	1	単価	52, 510
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	28, 458	28, 458		
軽油			L	61	130	7, 930		
ホイールローダ（トラクタショベル）〔普通〕			日	1. 55	10, 400	16, 120		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						52, 510		
単価						52, 510	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ダンプトラック運転	オンロード・ディーゼル 10t積級	単位	日	数量	1	単価	58,200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	1	23,766	23,766		
軽油			L	58	130	7,540		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	10 t 積級		供用日	1.29	20,100	25,929		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ(供用日当り)		供用日	1.29	747	963		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						58,200		
単価						58,200	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ運転	容量0. 8 (0. 6) m3	単位	日	数量	1	単価	54, 830
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	28, 458	28, 458		
軽油			L	99	130	12, 870		
バックホウ（クローラ）〔標準〕			日	1. 5	9, 000	13, 500		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						54, 830		
単価						54, 830	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	不整地運搬車運転	5, 000m3以上	単位	日	数量	1	単価	98, 240
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	28, 458	28, 458		
軽油			L	147	130	19, 110		
不整地運搬車			[クローラ型・ダンプ・全旋回式] 1 0 ～ 1 1 t 積級	日	1. 54	32, 900	50, 666	
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						98, 240		
単価						98, 240	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転 排出ガス対策型 3 次	後方超小旋回型・超低騒音型山積0. 45m3平積0. 35m	単位	日	数量	1	単価	62, 210
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	28, 458	28, 458		
軽油			L	44	130	5, 720		
バックホウ（クローラ型） 排出ガス対策型 3 次		後方超小旋回型・超低騒音型0. 45m3(平積 0. 35m3)	共用日	1. 33	15, 600	20, 748		
I C T建設機械経費加算額		バックホウ	共用日	1. 33	5, 470	7, 275		
諸雑費（まるめ）			式	1		9		
計						62, 210		
単価						62, 210	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	不整地運搬車運転	5, 000m3未満	単位	日	数量	1	単価	86, 720
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	28, 458	28, 458		
軽油			L	133	130	17, 290		
不整地運搬車			[クローラ型・ダンプ・全旋回式] 6～7 t 積級	日	1. 54	26, 600	40, 964	
諸雑費（まるめ）			式	1		8		
計						86, 720		
単価						86, 720	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	汚濁防止フェンス設置・撤去	設置・撤去	単位	m	数量	100	単価	3, 319
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	2. 2	32, 946	72, 481		
普通作業員			人	5. 4	25, 806	139, 352		
バックホウ（クローラ型）運転			日	2. 2	50, 200	110, 440		
諸雑費（率＋まるめ） 3%			式	1		9, 627		
計						331, 900		
単価						3, 319	円／m	

参考資料（３）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	50, 200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	28, 458	28, 458		
軽油			L	88	130	11, 440		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	山積0. 8 m 3（平積0. 6 m 3） 2. 9 t 吊		日	1. 03	10, 000	10, 300		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						50, 200		
単価						50, 200	円／日	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0			
対象工事費	118, 236, 867	直接工事費	117, 612, 287	準備費	0	事業損失 624, 580
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	1, 450, 000	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		573, 820				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		573, 820	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		0	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		105, 142, 730				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		222, 805, 777	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		221, 355, 777		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		6. 33 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		6. 46 %	（6. 33% × 週休1. 02）			
計上額		14, 393, 000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	221,305,017	直接工事費	117,612,287		
非対象額計（－）	1,450,000				
管理費区分1	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	1,450,000	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	105,142,730				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	221,305,017	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.84 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.84 %				
計上額	1,858,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	11,092,380				
運搬費	0	準備費	9,912,000	事業損失防止施設費	624,580
安全費	0	役務費	0	技術管理費	555,800
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					27,343,380

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	144,955,667	単独（追加工事）直接工事費	117,612,287	単独（追加工事）共通仮設費	27,343,380
非対象額計（－）	769,620				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	769,620	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	105,142,730				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	249,328,777	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	247,878,777		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	21.16％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	21.79％（21.16％×週休1.03）		0％		
計上額	54,328,000		0		0
			9,029,720（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名品木ダム水質管理所

工事番号2026011006

第 0 回変更

発注年月令和08年01月

契約区分国債（翌債を含む）の分任官

主工種河川工事

工事原価	199,283,667				
純工事費	144,955,667	現場管理費	54,328,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	769,620				
管理費区分9	769,620	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	198,514,047	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	197,064,047	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	198,514,047				
契約保証に係る補正值	0.04%				
一般管理費率					
単独（追加工事）	15.61%	現工事	0%	合算工事	0%
一般管理費	31,066,333				
業務委託料等	0				
調査基準価格	229,581,000				
調査基準価格の100/110	208,710,000	（90.61%）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 品木ダム浚渫工事

国土交通省 関東地方整備局
品木ダム水質管理所

工事数量総括表

工事名	R 7 品木ダム浚渫工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
浚渫 (河川)		式		1		
浚渫工 (ｸﾞﾗﾌ 船)		式		1		
浚渫船運転工		式		1		
浚渫船運転		m3		19,000		
圧送船運転工		式		1		
圧送船運転		m3		19,000		
作業船運転工		式		1		
揚錨船運転		日		62		
交通船運転		日		62		
排砂管設置撤去		式		1		
排砂管設置		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 品木ダム浚渫工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
排砂管撤去		式		1		
排砂管保守		日		62		
排砂管損料		日		113		
脱水処理施設運転工		式		1		
脱水処理施設運転		日		62		
発生材運搬		日		62		
苛性ソーダ (溶液)	24%濃度溶液	kg		12,900		
塩化第二鉄水溶液	37%濃度溶液	kg		2,700		
高分子凝集剤	ノニオン系	kg		40		
脱水土運搬		式		1		
脱水土積込運搬	L=3.5km	m3		8,300		

工事数量総括表

工事名	R 7 品木ダム浚渫工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
C 土捨場整備工		式		1		
脱水土処理工		式		1		
固化処理	特殊土用 固化材添加量290kg/m ³	m ³		5, 500		
固化処理	高有機質土用 固化材添加量210kg/m ³	m ³		2, 800		
固化処理土運搬		m ³		8, 300		
固化処理土盛土	施工幅員4. 0m以上 施工数量10, 000m ³ 未満	m ³		7, 800		
固化処理土法面整形		m ²		570		
作業土工		式		1		
床掘工	暗渠排水管 φ 100用	m ³		190		
床掘工	暗渠排水管 φ 600用	m ³		60		
覆土工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 品木ダム浚渫工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
覆土盛土		m3		370		
法面整形		m2		570		
土砂等運搬		m3		370		
排水工		式		1		
暗渠排水工	φ 100× 2	m		145		
暗渠排水工	φ 600	m		19		
角形U字溝	U 2 4 0	m		79		
角形U字溝	U 8 0 0	m		8		
減勢柵		基		1		
仮設工		式		1		
汚濁防止工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 品木ダム浚渫工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
汚濁防止フェンス	設置・撤去	m		40		
固化処理設備工		式		1		
セメントサイロ設置・撤去工		基		1		
固化処理設備機械管理費		日		113		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
雑工		式		1		
発生材処分		式		1		
発生材処分	(汚濁を含む管理型混合物処分費)葉っぱ等	t		10		
発生材処分	(汚濁を含む管理型混合物処分費)流木、タイヤ等の混合廃棄物	t		10		
直接工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 品木ダム浚渫工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
準備費		式		1		
繫船費(河川)		式		1		
浚渫船点検	特定自主検査費用	式		1		
事業損失防止施設費		式		1		
水質調査費	43項目	回		2		
水質調査費	4項目	回		6		
技術管理費		式		1		
土質試験費	六価クロム溶質試験	式		1		
システム初期費(ICT)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 品木ダム浚渫工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 品木ダム浚渫工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費 -----	117, 612, 287
(2) 共通仮設費 -----	27, 343, 380
(3)純工事費 -----	144, 955, 667

(1)+(2)

(4)現場管理費 -----	54, 328, 000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6)工事原価 -----	199, 283, 667
(3)+(4)+(5)+(18)	

(7')一般管理費等(計上額) -----	31, 066, 333
-----------------------	--------------

(8')その他費目計 -----	0
------------------	---

(9)業務委託料等 -----	0
------------------	---

(10)工事価格 -----	230, 350, 000
----------------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額 -----	23, 035, 000
------------------	--------------

(12)請負工事価格 -----	253, 385, 000
------------------	---------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格 -----	230, 350, 000
-------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格 -----	229, 581, 000
------------------	---------------

(15)調査基準価格の100/110 -----	208, 710, 000
--------------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費 -----	0
--------------------	---

(17)工場管理費 -----	0
-----------------	---

(18)工場製作原価 -----	0
------------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額) 31, 067, 448)

R 7 品木ダム浚渫工事

特記仕様書

令和 8 年 1 月

国土交通省 関東地方整備局
品木ダム水質管理所

第 1 章 総 則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和 7 年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー 1「明示項目および明示事項」に記載のとおりにする。

第 2 条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。

第 4 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第 26 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の専任特例 2 号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。なお、専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
 - (5) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内の工事でなければならない。
 - (6) 専任特例 2 号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（5）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第6条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

品木ダム：群馬県吾妻郡中之条町入山地先

緯度 36° 37' 41" 経度 138° 38' 03"

C土捨て場：群馬県吾妻郡中之条町入山地先

緯度 36° 38' 10" 経度 138° 37' 45"

第7条 コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、品木ダムの堆砂量軽減を目的としてダム湖に沈殿した中和生成物等による堆積土砂の浚渫を行い、強制脱水処理、浚渫土運搬、固化処理、盛土を行うものである。

第8条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社 印

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第9条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は品木ダム水質管理所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
 なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第10条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第 1 1 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 1 2 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 1 3 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和 7 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第 1 4 条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第 1 5 条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第16条 ワンデーレスポンス

- この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - 「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
- 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
- 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
- ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
- 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第17条 契約内容の変更手続きについて

- ① 本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。
- ② ①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ③ ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第18条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第19条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第20条 支給材料及び貸与物件

貸与物件は、別紙-2「貸与機械及び物品一覧表」のとおりとする。

第21条 再生資材の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシャーラン	R C - 4 0	暗渠排水管フィルター材

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

第22条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第

104 号) 第11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第10 条第1 項に規定する工事着手をいう。) するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第23 条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022(再生骨材Mを用いたコンクリート)、JIS A 5023(再生骨材Lを用いたコンクリート)により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365(プレキャストコンクリート製品—検査方法通則)により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1 編3-3-3 配合」に従うものとする。

第24 条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領(第2 版)(国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月)に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第25 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和7年3月改定)の関連要領等一覧(URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」)によるものとする。。

第26 条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)(以下、写真管理基準)「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条 2. に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第 27 条 ICT 活用工事（土工）について

1. ICT 活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT 施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、ICT 施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けて ICT 施工技術を活用した工事（ICT 活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT 活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT を全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3 次元起工測量
- ② 3 次元設計データ作成
- ③ ICT 建設機械による施工
- ④ 3 次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3 次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種に ICT 施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下 4～8 により

I C T施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でI C T施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するI C T施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。
5. I C T施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数選択可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) T S等光波方式を用いた起工測量
- 6) T S(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) R T K-G N S Sを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000m³未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記1)～7)以外の従来手法による起工測量を実施してもI C T活用工事とする。

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、I C T建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ I C T建設機械による施工

6. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すI C T建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するにあたっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和7年3月31日 国土交通省告示第240号)付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③I C T建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もI C T活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

7. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

【土工数量1,000m³以上の場合】

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m²以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)とし、以下1)～4)から選択(複数選択可)して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1)～4)を原則とするが、現場条件等により以下5)～8)の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

(【メモ】ただし、以下5)～8)の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること)

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

【土工数量1,000㎡未満の場合】

出来形管理にあたっては、上記の5)～8)による出来形管理を実施するものとする。

なお、監督職員と協議のうえ上記1)～4)の他、以下9)10)による出来形管理を実施してもよい。

- 9) モバイル端末を用いた出来形管理
- 10) 地上写真測量を用いた出来形管理

【メモ：条件明示として実施した出来形管理及び3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用計上の有無について変更特記仕様書に記載する】

【変更特記記載例】

(3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用計上がある場合)

本工事における出来形管理においては、以下の出来形管理とし、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等については別途計上する。(している。)

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
 - 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- (実施する(した)出来形管理を具体的に掲載する。)

(3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用計上がない場合)

本工事における出来形管理においては、以下の出来形管理とし、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等については計上していない。

- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
 - 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
 - 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
 - 8) 施工履歴データを用いた出来形管理
- (実施する(した)出来形管理を具体的に掲載する。)

(2) 品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理(締固め度)について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ 3次元データの納品

8. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

なお、河川土工(掘削工、盛土工、法面整形工)において、3次元計測技術を用いて出来形管理(面管理)を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はLASのポイントファイルとする。

9. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。
また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。
発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
10. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
11. 本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第28条 ICT活用工事（作業土工（床掘工））について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

- (1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。
- (2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事においては、次の①（選択）②③⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、作業土工（床掘工）を含む工事とする。

- ① 起工測量（選択）
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 該当なし
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された作業土工以外の工種に、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～6によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. ICT施工技術を用い、土工について以下の施工を実施する。

① 起工測量（選択）

受注者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量またはICT施工技術を用いた起工測量を選択できるものとし、作業土工以外の工種で取得した3次元起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。

ICT施工技術を用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、4. ①で得られたデータと発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工を行うため、3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用いて、作業に応じて以下に示すICT建設機械を選

択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日 国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため、該当しない。

⑤ 3次元データの納品

6. ②により作成した3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

ただし、1-3①において、3次元起工測量を実施した場合は、取得した3次元測量データも3次元データ納品の対象とする。

7. 上記4. ①（選択）②③の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第29条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第30条 ICT活用工事の費用について

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ICT活用工事（土工1,000㎡以上）積算要領
- ・ICT活用工事（土工1,000㎡未満）積算要領
- ・ICT活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（1）（2）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/㎡以上）の点密度が確保できる出

来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2

- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

第31条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第32条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （1）洋式（洋風）便器

- （2）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）

- （3）臭い逆流防止機能

- （4）容易に開かない施錠機能

- （5）照明設備

- （6）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （7）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

- （8）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

- （9）サンタリーボックス
（女性用トイレに必ず設置）

- （10）鏡と手洗器

- （11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （12）室内寸法900mm×900mm以上（面積ではない）

- （13）擬音装置（機能を含む）

- （14）着替え台

- （15）臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場

(トイレトーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～

(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事(施工箇所)※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2 基/工事(施工箇所)※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費(率)を充当することができる。現場環境改善費(率)の充当を希望する場合は、上記 2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費(率)を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 3 3 条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事(受注者希望型)である。受注者が希望する場合、3 次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施(変更)計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書(変更含む)に基づき、本工事を実施する。

1) 工事概要

2) 整理すべき課題

3) BIM/CIM の実施内容(3 次元モデルの活用内容、期待する効果等)

4) 3 次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された 3 次元モデルの仕様等)

5) 3 次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

6) 3 次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

7) 3 次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

1) 後段階への引継事項(データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2 次元図面との整合等)

2) 省人化の効果(前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3 次元での検討により省人化した効果等)

3) 成果物

4) その他(創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等)

3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC形式）、統合モデル、動画等）成果の納品
BIM/CIM実施計画書（変更含む）、BIM/CIM実施報告書及び作成した3次元モデルを納品する。

4. その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト

(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第34条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、1箇所1人とし、3箇所計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。
6. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
脱水土運搬工	昼間作業	186人	交代要員なし

7. UAV等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>。

第35条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（%）= 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：1. 2

第36条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第37条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は、経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第38条 事業損失防止施設

本工事が品木ダムの水質へ与える影響を調査するため、水質調査を行うものとする。調査内容・回数・頻度は下記のとおりし、契約変更の対象とする。

調査結果は、調査終了後10日以内に監督職員へ提出するものとする。

なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

水質調査対象箇所	調査内容	回数	頻度
脱水機場ばっ気槽放水口 及び脱水機場濾液放流口	別表－1 43項目	各1回	施工中半年に1回
	別表－1 4項目	各4回	施工中毎月1回 (43項目時を除く)

第39条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処理方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

3. 本工事区間に隣接する架空線等上空施設は、以下を想定している。ただし、現地調査等により、下記以外の施設が確認された場合も同様に扱うものとする。

施設の種類	所有者	条件等	貸与する資料
電柱	品木ダム水質管理所		参考図面
架空線	品木ダム水質管理所	架空線保護	参考図面
架空線	東京電力	注意	参考図面

第40条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第41条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図

書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第42条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第43条 交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンパー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第44条 交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書1-1-1-36交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書1-1-1-39官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第45条 貸付建設機械の受注者名の標示

発注者所有の建設機械を貸与されて行う作業（工事）及び業務の実施にあたっては、受注者名を貸付建設機械に標示するものとする。

なお、標示方法等の詳細については、監督職員と協議するものとする。

第46条 工事現場の現場環境改善

1. 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
2. 現場環境改善の内容については、下記のとおりとするが、内容に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
 - （1）仮設備関係 用水・電力等の供給設備を実施するものとする。
 - （2）仮設備関係 昇降設備の充実を実施するものとする。
 - （3）営繕関係 現場休憩所の快適化を実施するものとする。
 - （4）安全関係 盗難防止対策（警報器等）を実施するものとする。
 - （5）地域関係 社会貢献を実施するものとする。
3. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

第 4 7 条 工 期

工期は、雨天、休日等を見込み、契約の翌日から令和 9 年 1 月 2 9 日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を
含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	4 0 日
②後片付け期間	2 0 日
③雨休率（猛暑日補正無し） （実働工期日数に休日と悪天候による作業不能日※を見込むための係数）	1. 8 1 7

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の
作業不能日ではない。）

1 日の降雨・降雪量が 1 0 mm/日以上の日： 1 3 6 日間

過去 5 か年（2020 年～2024 年）の品木ダム観測所（品木ダム水質管理所管轄）より年間
の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

2. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能
日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を
協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更
なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第 4 8 条 余裕期間制度の活用

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等
の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、
発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。

なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。
余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物
の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により
行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和 9 年 1 月 2 9 日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、
工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、
条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第 4 9 条 工事行程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパ
スを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項
の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有す
ることとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期
の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込ん
でいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第 5 0 条 工事工程表の開示試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、
法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等におい
て工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の
照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開

示の試行工事」である。

2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-3）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第51条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日振り替える場合には、振替前後の日にかぎが把握出来るよう施工計画

書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乘じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。
完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第52条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。
なお、本工事の降雨降雪日は、草津観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。
2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第53条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事は、下記の制限がある。
 - 1) 制限箇所
発電用取水口周辺箇所
 - 2) 制限する施工内容
浚渫工
 - 3) 制限する施工内容の施工方法
発電取水中は浚渫を行わない。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	すべての工事

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第54条 他工事との調整

1. 下記業務の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事・業務は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
R8草津・香草中和工場	脱水機場 点検	令和8年4月～

点検整備業務（仮称）		令和9年3月
R8品木ダム放流設備 点検整備業務（仮称）	ダムゲート 点検	令和8年4月～ 令和9年3月

第55条 新技術の定義

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義
新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
 ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 ②公共工事等において実用段階に達している技術
 ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
 ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術
3. 対象とする新技術
新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。
 - 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
 - 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
 - 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
 - 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。
なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第56条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第55条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第55条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－VE」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム（NETIS）」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第57条 建設現場における遠隔臨場の実施「発注者指定型」

1. 建設現場における遠隔臨場の実施
「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な

時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してもよい。

（4）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（5）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（6）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（7）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 58 条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）」

の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（5）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（6）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 5 9 条 契約後 V E 方式

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

1. 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

2. 以下の提案は、V E提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
3. 受注者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書(別紙様式)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - (3) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
4. 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
5. 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
6. V E提案の提出費用は、受注者の負担とする
7. 提出されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
8. V E提案の採否について、原則として、V E提案の受領後14日以内に書面(別紙様式)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
9. V E提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
10. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
11. 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E管理費」という。)を削減しないものとする。
12. V E提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E管理費については、原則として変更しないものとする。
13. 評定の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
14. 発注者がV E提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第60条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第55条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。
3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合

は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第61条 六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また、土質条件、施工条件等により試験方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数

固化処理工：配合設計段階 固化処理土 1検体

第62条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第63条 総価契約単価合意方式について

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。（共通仕様書第3編3-1-1-1の適用）
2. 共通仕様書第3編3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。
受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。（合意単価の公表）
3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第64条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事を担当する現場技術員の氏名は別途監督職員より通知する。

第65条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。

7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
- ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第66条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
浚渫船運転工	浚渫船運転工	浚渫前測
脱水処理設備運転	脱水処理設備運転	フィルタプレス脱水処理サイクル（1回／施工中）

第67条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－1によるものとする。

第68条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第69条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第70条 書類限定検査について

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第71条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 個人情報の取り扱いについて

第72条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第73条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第74条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第75条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第76条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第77条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切

な措置を講じさせなければならない。

第78条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第79条 資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙）を発注者に提出しなければならない。
2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第80条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができ、また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第81条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第82条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第3章 施 工 内 容

第83条 浚渫

1. 浚渫工は、クラムシェル浚渫船「草津」（バケット容量1.0m³）を使用し標高904.0mまでの浚渫を行い、圧送船（口径200A、送泥ポンプ吐出量140m³/h）にて浚渫土を脱水機場へ圧送し、脱水機場（フィルタープレス17.6m³×2台）にて脱水するものとする。なお浚渫土はシルト質を主体とした土砂及び中和生成物である。
2. 浚渫工の詳細な浚渫箇所等については、事前に監督職員と協議するものとする。
3. 浚渫工の数量は、監督職員立会のうえ、1日につき1回を標準として跡坪測量を行い、その結果により確認するものとする。なお、上記によりがたい場合には監督職員と協議するものとする。
4. 工事の施工にあたり、管理施設等に損傷を与えないように十分注意し、損傷を与えた場合には、直ちに監督職員に報告するとともに適切な処置をとらなければならない。
5. 浚渫工に伴う障害物は関連する法律に基づき適正に処分するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第84条 電力

1. 電力の使用
電力は、脱水機場の受電設備より常時給電するものとする。
2. 電力料金の負担区分
本工事における脱水機場（水処理施設含む）運転にかかる電力料金は、基本料金及び使用電力料金とも発注者が負担するものとする。それ以外については、監督職員と協議するものとする。

第 8 5 条 排砂管設置及び撤去

浚渫作業前の排砂管設置については、湖面上に係留・保管されている排砂管を使用するものとする。

浚渫作業後の排砂管撤去については、湖面上に係留・保管するものとする。

なお、排砂管が足りない場合には監督職員と協議するものとする。

第 8 6 条 濾液処理

脱水後の濾液については、「水質汚濁防止法」及び「群馬県の生活環境を保全する条例（水質関係）」で定められた基準（別表－１）を満足するための処理を行わなければならない。なお、その処理のために必要な薬剤として以下のとおり計上している。また前年度工事にて残置された薬剤を以下のとおり支給する。

ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

薬品名	規 格	数 量
苛性ソーダ	2 4 %溶液	1 2, 9 0 0 k g (固形換算) (残置：1, 4 3 0 k g)
塩化第二鉄	3 7 %溶液	2, 7 0 0 k g (固形換算) (残置：2, 5 8 0 k g)
高分子凝集剤	ノニオン系	4 0 k g (残置：4. 6 9 k g)

第 8 7 条 脱水土運搬

1. 脱水土は、脱水機場から群馬県吾妻郡中之条町大字入山地先にある C 土捨場固化処理施設まで運搬するものとし、運搬距離は $L = 3.5 \text{ km}$ とする。なお、脱水土とは、脱水後の浚渫土のことをいう。

ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 本工事で運搬する脱水土は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律という産業廃棄物（污泥）であり、運搬に際しては法令を遵守すること。

第 8 8 条 固化処理

固化処理は、C 土捨場固化処理施設で固化剤投入後、十分混合攪拌するものとし、固化処理後の強度は q_u （一軸圧縮強度） $= 340 \text{ kN/m}^2$ を満たすものとする。

なお、当初設計においては、固化剤添加量を以下のとおり見込んでいる。

ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

固化剤規格	脱水土 1 m ³ 当たり	脱水土数量	使用予定時期
セメント系固化材 特殊土用	2 9 0 k g	5, 5 0 0 m ³	下記を除く期間
セメント系固化材 高有機質土用	2 1 0 k g	2, 8 0 0 m ³	7 ～ 8 月頃

第 8 9 条 汚濁防止フェンスの設置

浚渫時の汚濁拡散防止のため、発電用取水口周りに汚濁防止フェンスを設置すること。

第 9 0 条 覆土

覆土で使用する土砂は、C 土捨場内に仮置きされているものを使用し、不足が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第 9 1 条 発生材処分

発生材は、脱水機場・上流の発生材仮置き場に仮置きするものとする。
仮置き場の発生材については、浚渫終了後に速やかに処分するものとするが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第92条 建設副産物の受入地

本工事の施工に伴い発生する汚濁を含む管理型混合物については、関係法令等に基づき適切に処理しなければならない。

なお、処理については、下記施設を見込んでいる。

1. 汚濁を含む管理型混合物

(1) 受け入れ施設：(株) 関口フレーム

(2) 受け入れ所在地：群馬県高崎市倉賀野町2642

上記については、積算上の条件明示であり、処理方法、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する処理方法、処理施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件に変更が生じた場合等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

第4章 そ の 他

第93条 浚渫設備の修理等

浚渫設備、脱水機場に係る設備周りの消耗部品関係等（機器の構成部品のうち作業目的物と直接接触し、かつ取替が比較的容易な部品で、破損又は消耗度合いが作業条件に応じて大きく変化するもの）の交換については受注者が負担する。

脱水機場越冬のための水抜き措置等の準備・片付け作業も本工事に含まれる。

また、重大な故障等については監督職員と協議するものとする。

第94条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第95条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第96条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第97条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	セメントの種類
減勢柵	25mm	8cm	60%以下	21N/mm ²	高炉セメントB種

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平成14年8月一部改正)により行うものとする。

第98条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)
- ・最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管(函)渠等(φ600未満、600mm×600mm未満)の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 5 4 条 第 5 3 条 第 4 8 条 第 4 7 条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	□ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ■ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第 8 6 条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第 3 4 条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用中和及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	☐ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ☒ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第92条
工事支障物件等	☐ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	☐ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 ☒ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	第38条 第61条
その他	☐ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ☒ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 ☐ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 ☐ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 ☒ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 ☐ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ☐ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ☐ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第20条 第84条

貸与機械及び物品一覧表

(１) 貸与機械及び物品

名称	規格	単位	数量	貸与予定期間	貸与場所及び返納場所
浚渫船「草津」	クラムシェル浚渫船 バケット容量1.0m ³	隻	1	131日	吾妻郡中之条町大字 入山地先（品木ダム）
圧送船	吐出量140m ³ /h 口径200A	隻	1	〃	〃
排砂管 （フロータ含む）	鋼製φ200×5.5m 鋼製フロータ2本組み	本	52	〃	〃
ジョイント	ゴム製1.2m 排砂管φ200用	個	52	〃	〃
双胴型作業船 「おおさわ」	鋼製双胴型6人乗り	隻	1	〃	吾妻郡中之条町大字 入山地先（ダム管理所）
船外機 （作業船用）	15kW	台	1	〃	〃
脱水処理設備	加圧脱水機（フィルタプレス 式）35.2m ³ /2台 濾過面積1412m ² /2台浄化 設備含む	式	1	〃	吾妻郡中之条町大字 入山字品木3589 （脱水機場）
汚濁防止膜	単独フロート スカート長5m	m	20	〃	〃
汚濁防止フェンス （オイルフェンス）	フロート径 φ300	m	40	〃	〃

(２) 貸付機械仕様

○浚渫船「草津」

- １）形式 クラムシェル搭載非航浚渫船
 ２）台数 １隻
 ３）主要寸法 全長： 19.5m 全幅： 10.5m
 深さ： 1.5m 総重量： 22.7t
 喫水： 1.0m 作業水深： 10.0m
 ４）設備概要
 浚渫装置 バケット容量： クラムシェル1.0m³
 機関： 170kW×1台 ディーゼル機関

○圧送船

- １）形式 スラリポンプ
 ２）台数 １隻
 ３）主要寸法 全長： 17.4m 全幅： 11.0m
 深さ： 2.0m 総重量： 26.4t
 喫水： 1.5m
 ４）設備概要
 送泥ポンプ 吐出量： 140m³/h 口径： 200A

○作業船「おおさわ」

- １）形式 鋼製双胴型作業船
 ２）台数 １隻
 ３）主要寸法 全長： 3.6m 全幅： 3.0m
 深さ： 0.6m 単胴幅： 1.0m
 喫水： 0.3m 総重量： 0.6t
 定員： 6名

４）推進装置

船外機 最大出力： 15kW 20PS

○脱水処理設備

- １）形式 自動濾布洗浄装置付 インバータ制御 全自動フィルタプレス
 ２）台数 ２台
 ３）脱水能力 濾過容積： 17.6m³ 濾過室厚： 50mm
 開枠時間： 30分以内
 付属設備： 濾布吊金具、油圧ポンプユニット、板寄駆動部、
 濾液受け皿、その他必要品
 ４）浄化設備 中和ばっ気槽、凝集反応槽、沈殿槽、苛性ソーダ貯槽、塩化第二鉄貯槽等

概略工事工程表

工事名 : R7品木ダム浚渫工事

[illegible]

別紙様式－ 1

様式－ 3 3

年月日：

品 質 証 明 書

工事名： _____

品 質 証 明 記 事				
品 質 証 明 事 項	実 施 日	箇 所	品質証明員氏名 印	記 事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住 所

氏 名

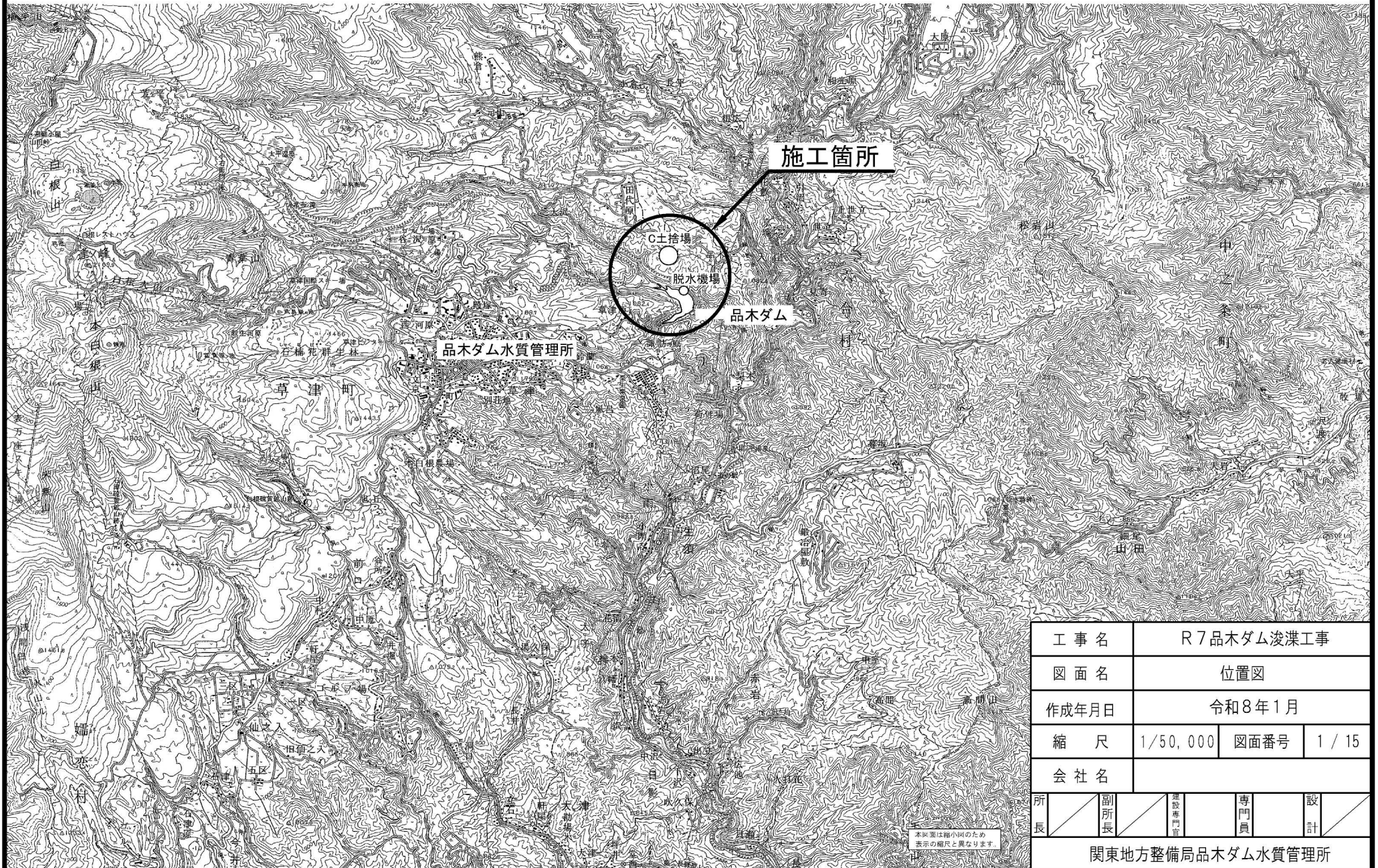
水質分析内容一覧

(脱水機場ばっ気槽放水口及び脱水機場濾液放流口)

分析項目	許容限度	43項目		4項目	
排出基準(有害物質項目)					
カドミウム及びその化合物		1	○		
シアン化合物		2	○		
有機燐化合物(パラチオン、メチル パラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)		3	○		
鉛及びその化合物		4	○		
六価クロム化合物		5	○		
砒素及びその化合物		6	○		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		7	○		
アルキル水銀化合物		8	○		
ポリ塩化ビフェニル(PCB)		9	○		
トリクロロエチレン		10	○		
テトラクロロエチレン		11	○		
ジクロロメタン		12	○		
四塩化炭素		13	○		
1,2-ジクロロエタン		14	○		
1,1-ジクロロエチレン		15	○		
シス-1,2-ジクロロエチレン		16	○		
1,1,1-トリクロロエタン		17	○		
1,1,2-トリクロロエタン		18	○		
1,3-ジクロロプロペン		19	○		
チウラム		20	○		
シマジン		21	○		
チオベンカルブ		22	○		
ベンゼン		23	○		
セレン及びその化合物		24	○		
ほう素及びその化合物		25	○		
ふっ素及びその化合物		26	○		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		27	○		
1,4-ジオキサン		28	○		
排出基準(生活環境項目)					
水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6	29	○	1	○
生物化学的酸素要求量(BOD)		30	○		
化学的酸素要求量(COD)	25mg/L以下	31	○	2	○
浮遊物質質量(SS)	50mg/L以下	32	○	3	○
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		33	○		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		34	○		
フェノール類含有量		35	○		
銅含有量		36	○		
亜鉛含有量		37	○		
溶解性鉄含有量	10mg/L以下	38	○	4	○
溶解性マンガン含有量		39	○		
クロム含有量		40	○		
大腸菌群数		41	○		
窒素含有量		42	○		
燐含有量(加圧分解法)		43	○		

位置図

0 1000 2000 3000 4000 5000m



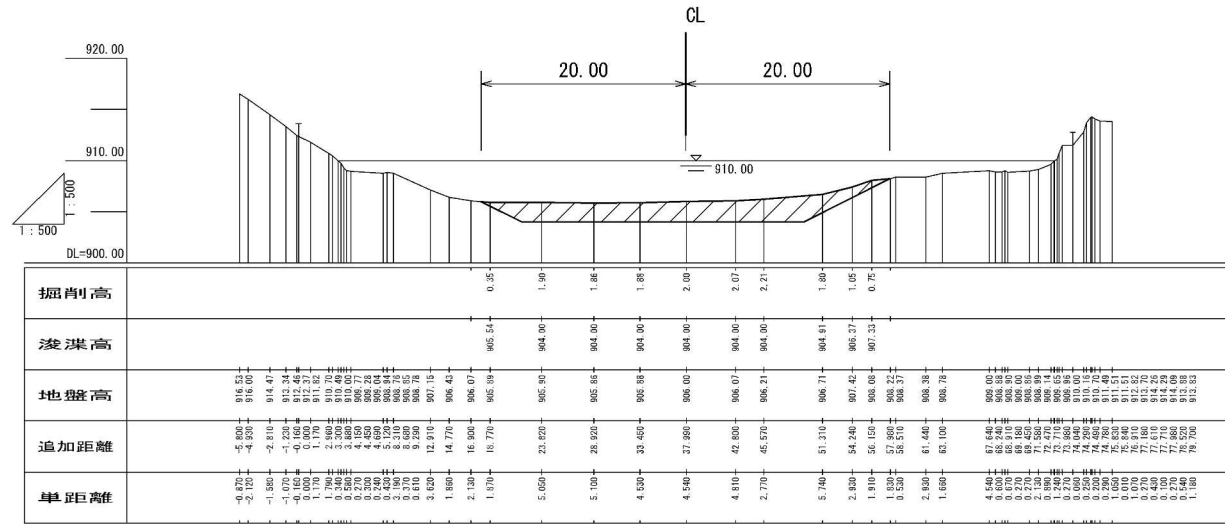
工 事 名		R 7 品木ダム浚渫工事			
図 面 名		位置図			
作成年月日		令和8年1月			
縮 尺		1/50, 000	図面番号		1 / 15
会 社 名					
所 長	副 所 長	施 設 専 門 員	専 門 員	設 計	
関東地方整備局品木ダム水質管理所					

浚渫平面図

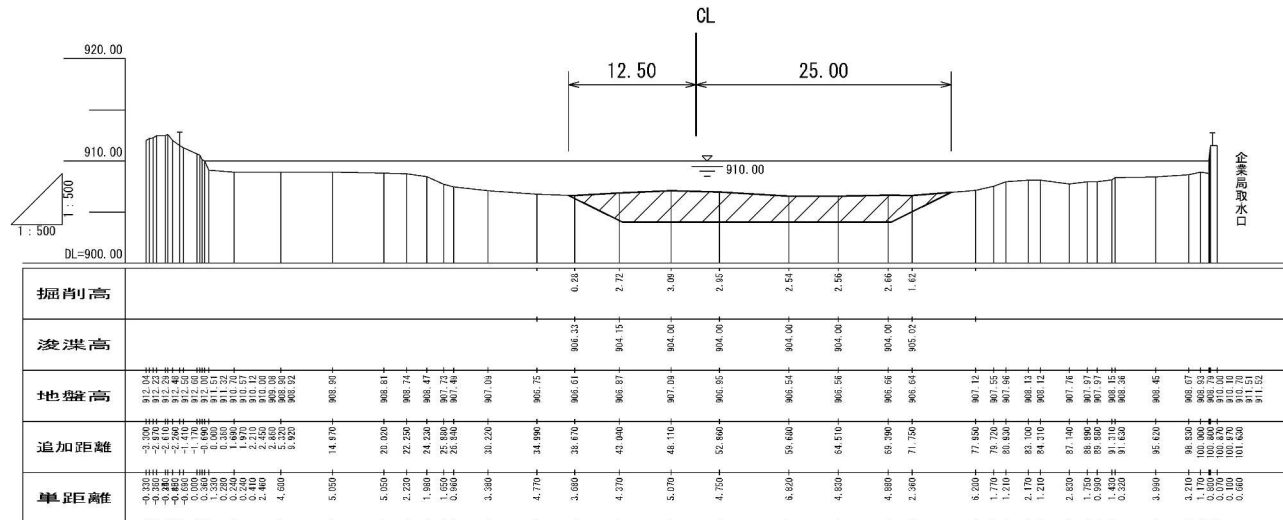


工事名	R7品木ダム浚渫工事		
図面名	浚渫平面図		
作成年月日	令和8年1月		
尺 度	1:1000	図面番号	2 / 15
会 社 名			
事業名	関東地方整備局品木ダム水質管理所		

湯川NO.1



湯川NO.0

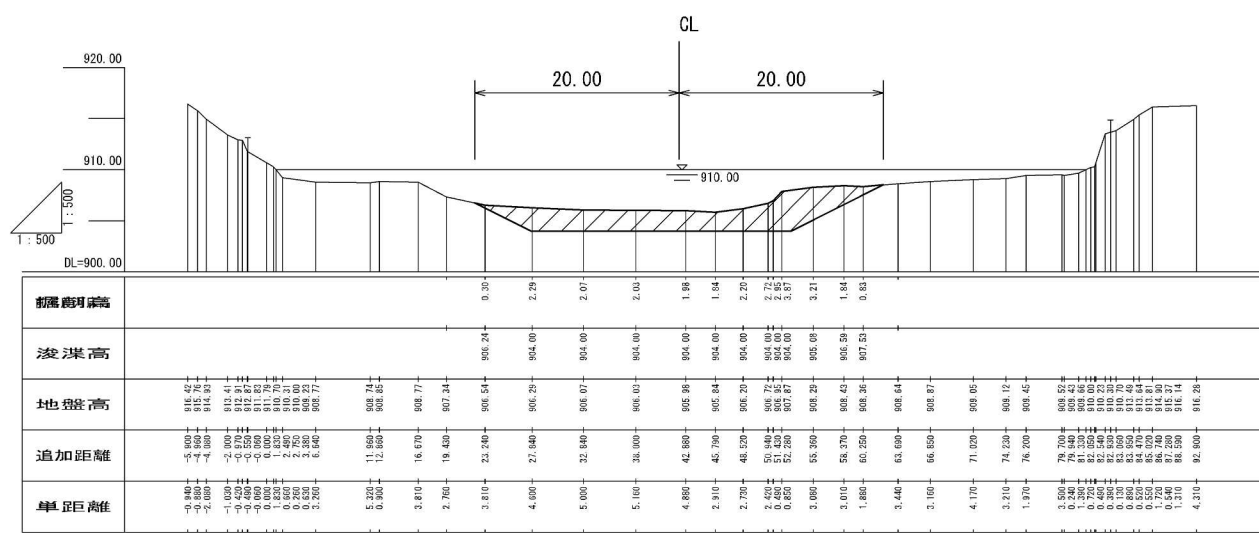


本図面は縮小図のため
表示の縮尺と異なります。

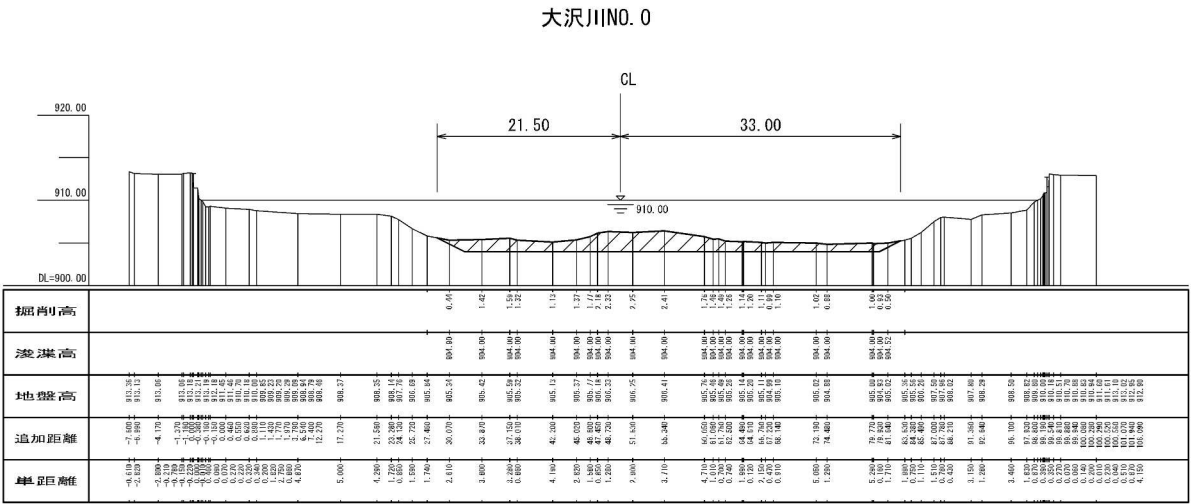
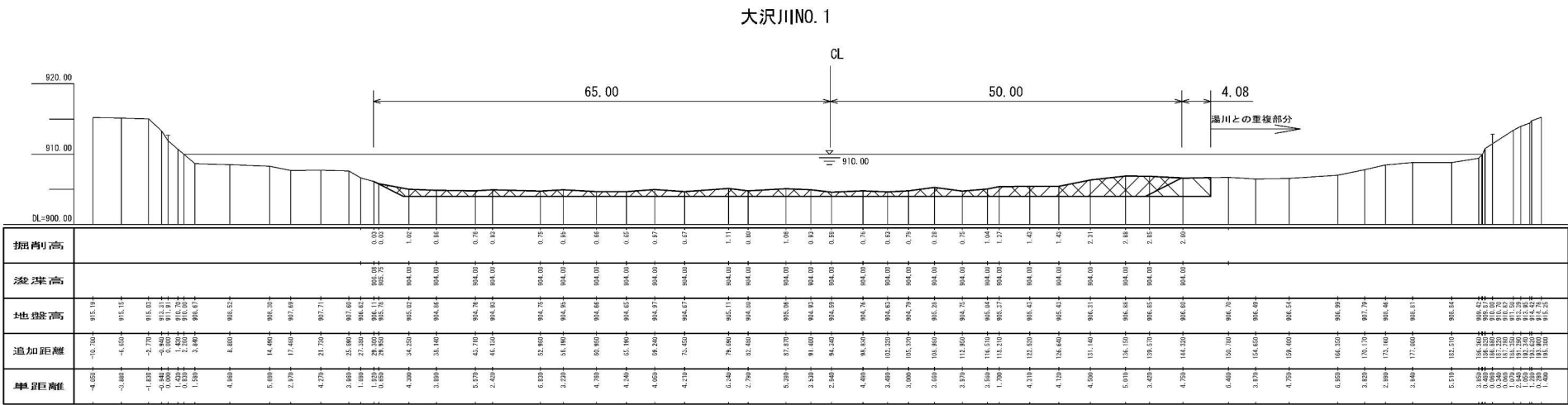
工 事 名	R 7 品木ダム遊歩工事		
図 面 名	澤川遊歩橋断面 (1)		
作成年月日	令和 8 年 1 月		
尺 度	1:500	図面番号	3 / 15
会 社 名			
事業名	関東地方整備局品木ダム水質管理所		

湯川浚渫横断図(2)

湯川NO. 1+25.0

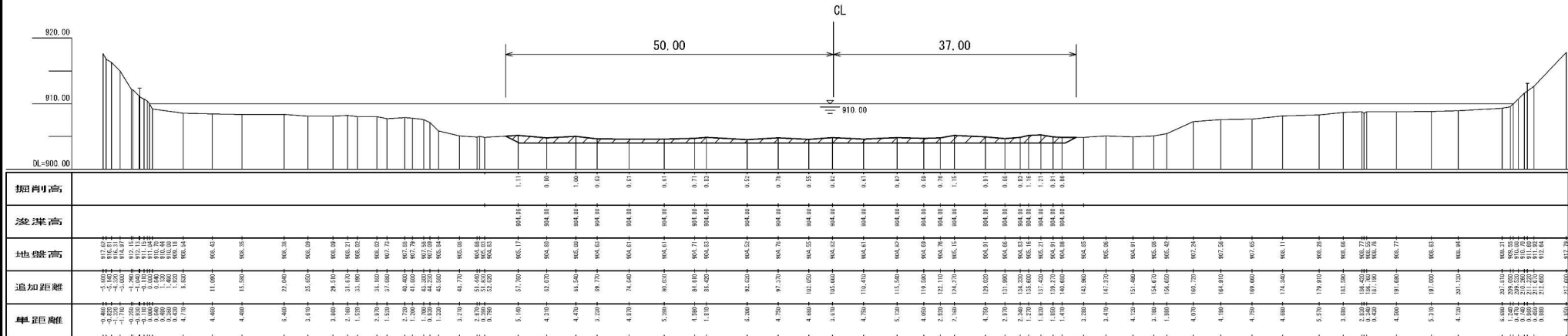


大沢川浚渫横断図(1)



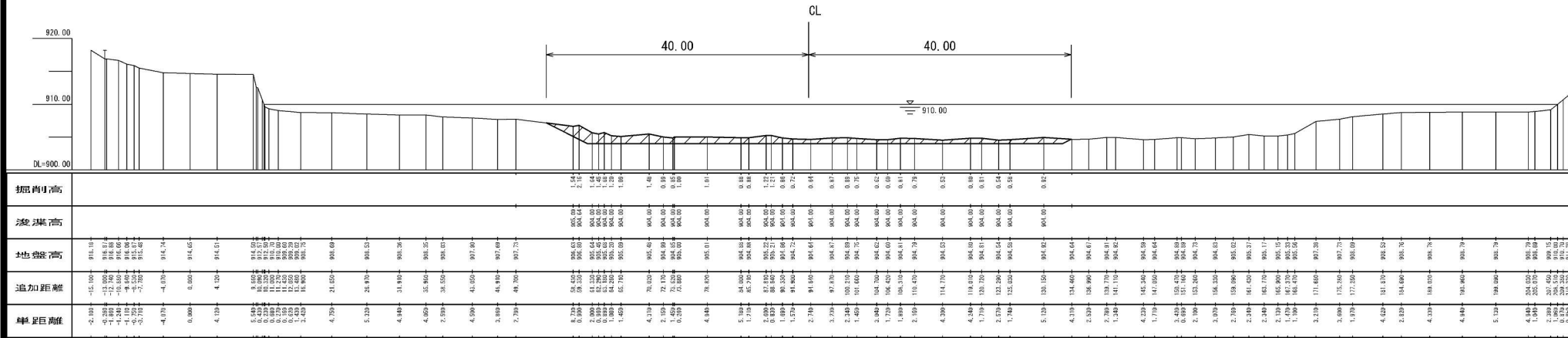
大沢川浚渫横断図(2)

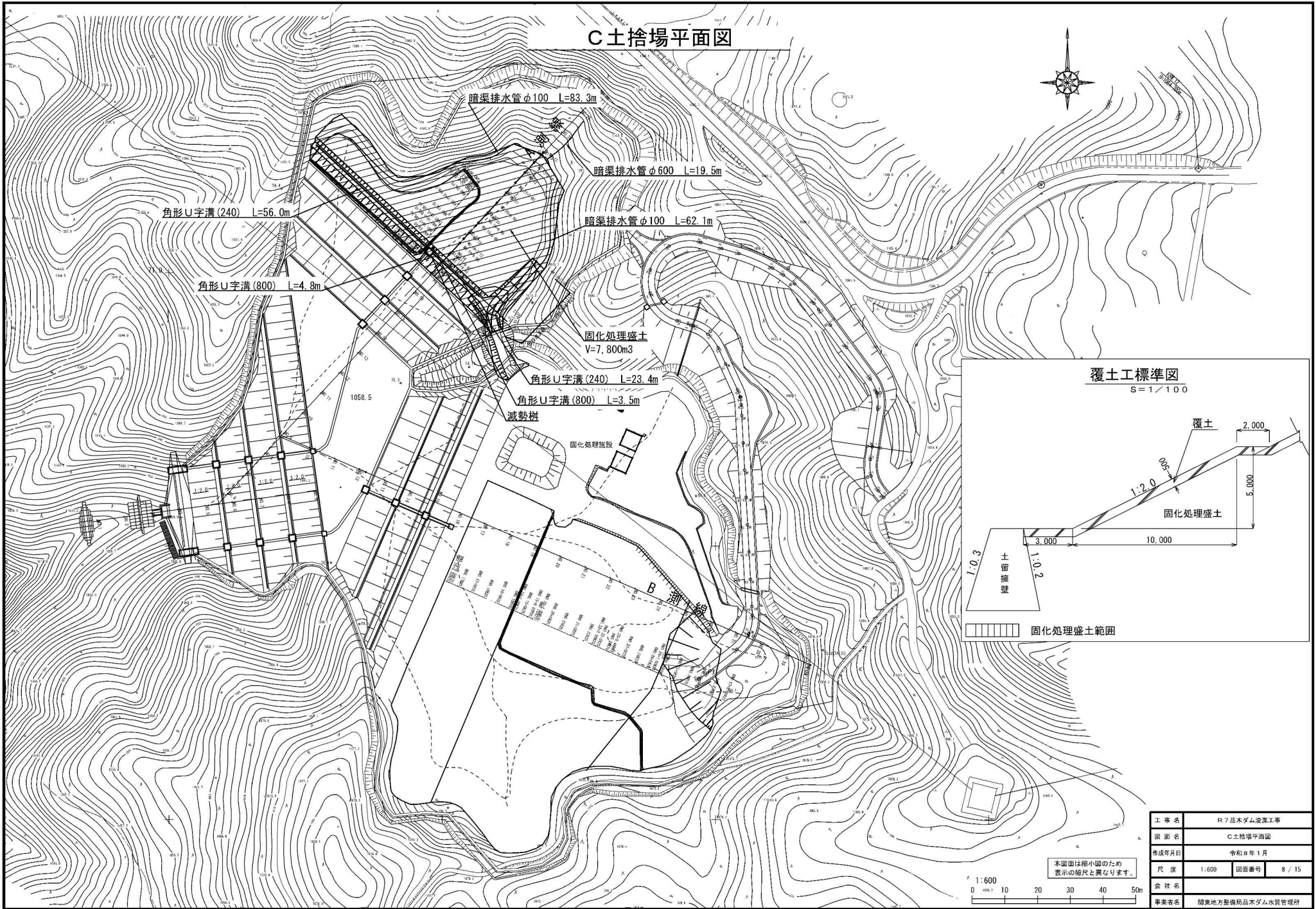
大沢川NO. 3



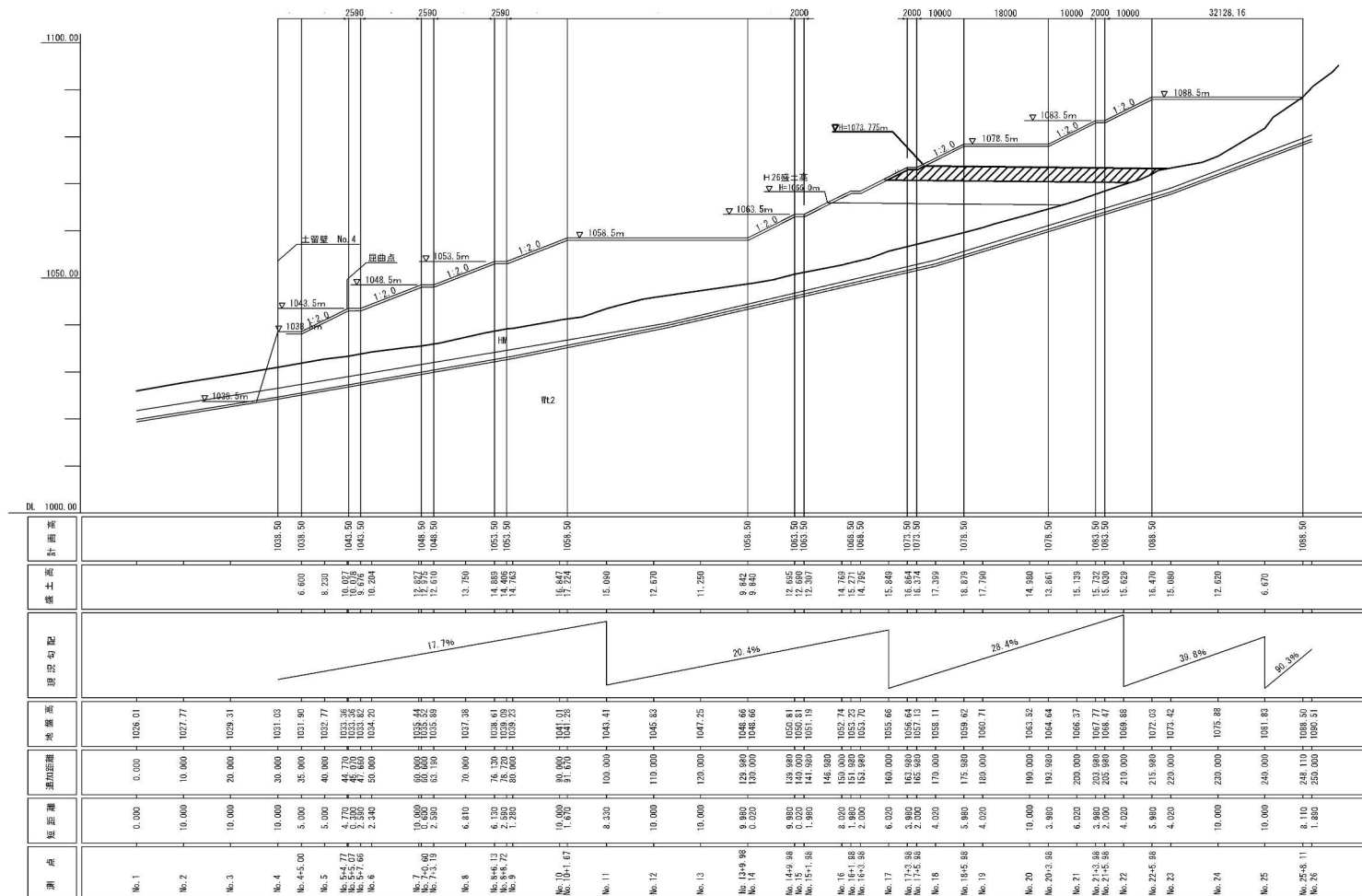
大沢川浚渫横断図(3)

大沢川N0. 4





C土捨場 A測線縦断図



本図面は縮小図のため
表示の縮尺と異なります。

工 事 名	R7品木ダム浸渡工事		
図 面 名	C土捨場 A測線縦断面		
作成年月日	令和8年1月		
尺 度	1:500	図面番号	9 / 15
会 社 名			
事業者名	関東地方整備局品木ダム水質管理所		

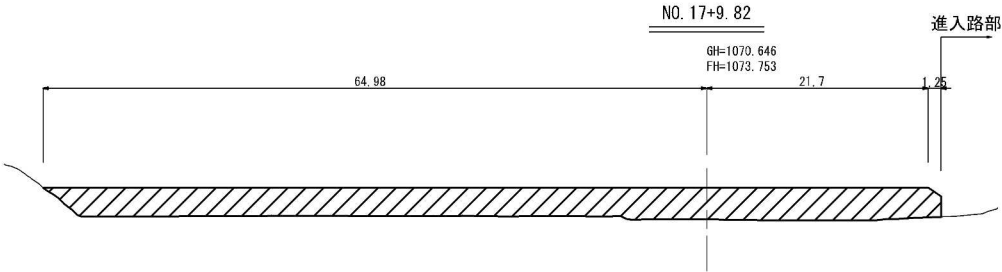
C土捨場 A測線横断面図(1)



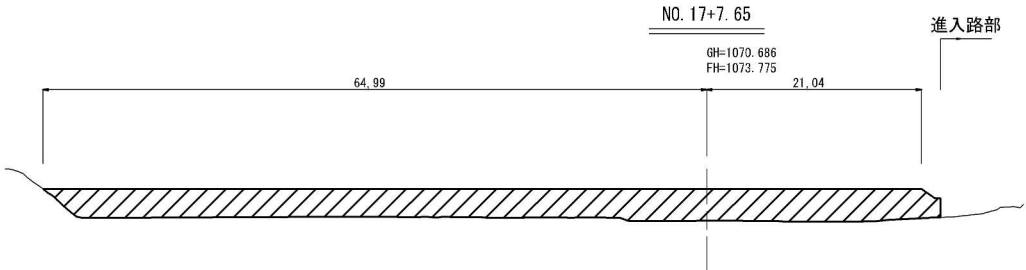
本図面は縮小図のため
表示の縮尺と異なります。

工 事 名	R7品水ダム浚渫工事		
図 面 名	C土捨場 A測候橋断面図(1)		
作成年月日	令和8年1月		
尺 度	1:500	図面番号	10 / 15
会 社 名			
事業者名	関東地方整備局品水ダム水質管理所		

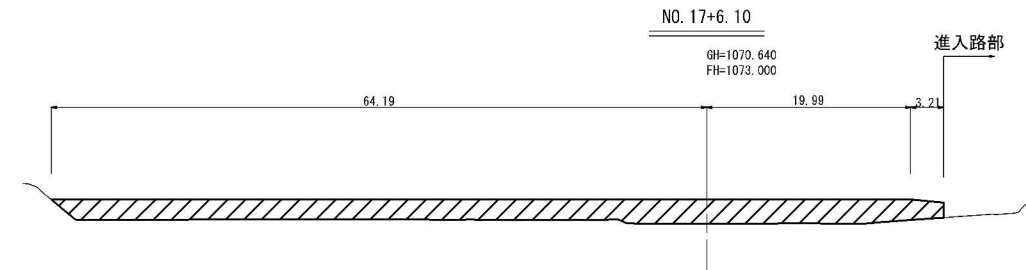
C土捨場 A測線横断図(2)



DL=1070. 000



DL=1070. 000

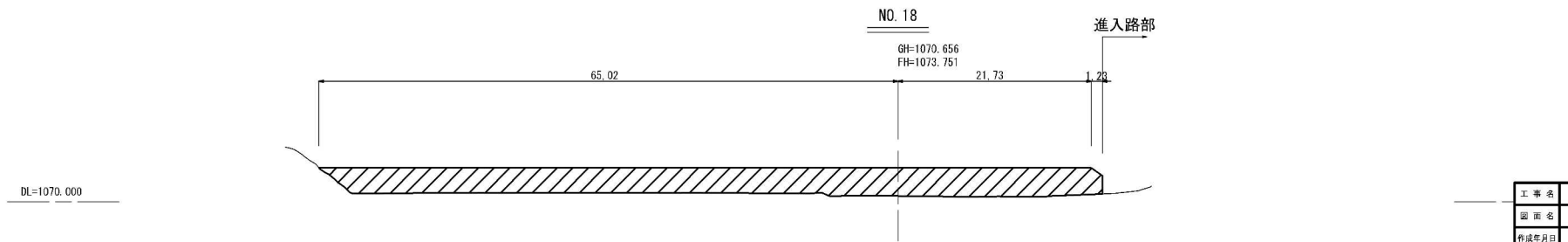
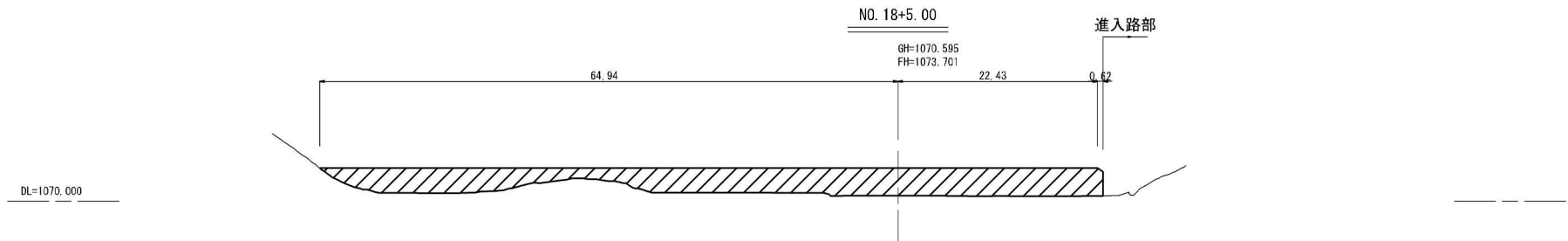
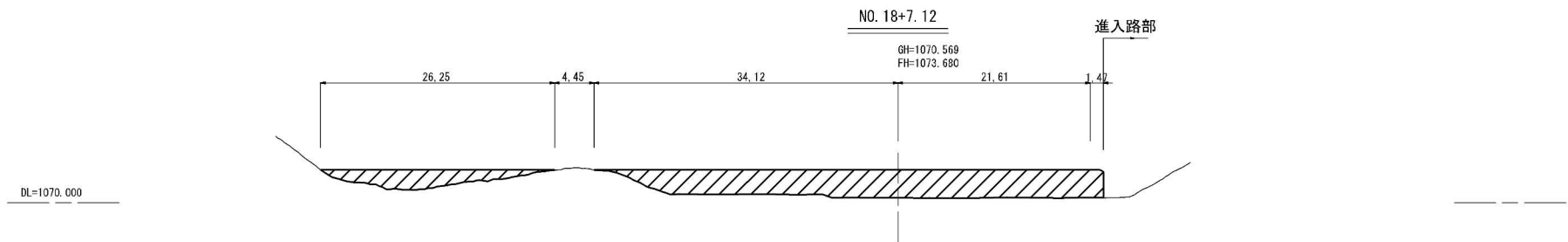


DL=1070. 000

本図面は縮小図のため
表示の縮尺と異なります。

工 事 名	R7品木ダム建設工事		
図 面 名	C土捨場 A測線横断図(2)		
作成年月日	令和8年1月		
尺 度	1:500	図面番号	11 / 15
会 社 名			
事業者名	関東地方整備局品木ダム水質管理所		

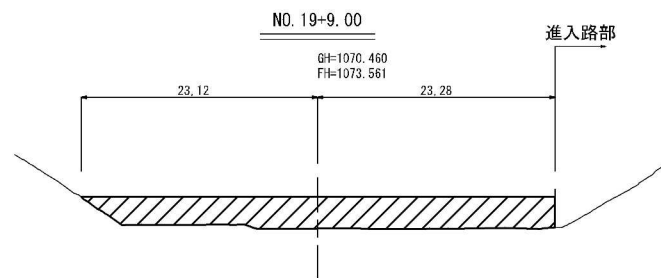
C土捨場 A測線横断図(3)



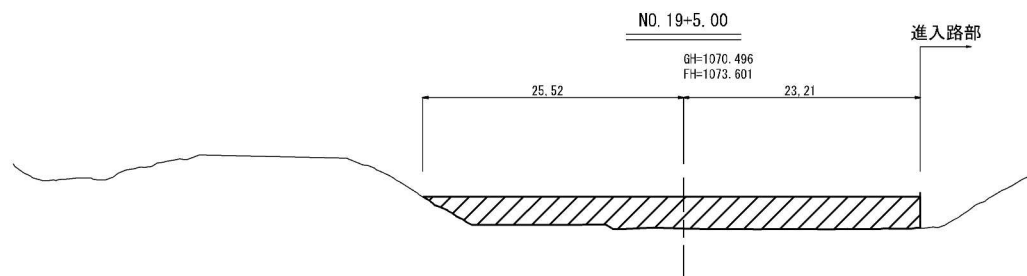
本図面は縮小図のため
表示の縮尺と異なります。

工 事 名	R7品木ダム建設工事		
図 面 名	C土捨場 A測線横断図(3)		
作成年月日	令和7年1月		
尺 寸	1:500	図面番号	12 / 15
会 社 名			
事業者名	関東地方整備局品木ダム水質管理所		

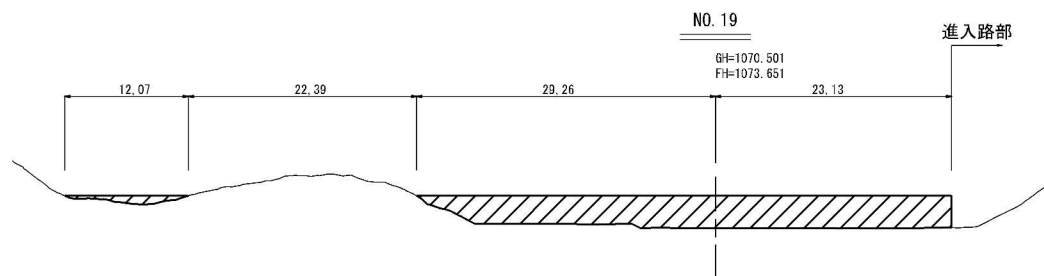
C土捨場 A測線横断図(4)



DL=1070.000



DL=1070.000



DL=1070.000

本図面は縮小図のため
表示の縮尺と異なります。

工 事 名	R7品木ダム建設工事		
図 面 名	C土捨場 A測線横断図(4)		
作成年月日	令和8年1月		
尺 度	1:500	図面番号	13 / 15
会 社 名			
事業者名	関東地方整備局品木ダム水質管理所		

C土捨場 A測線横断図(5)

NO. 21

GH=1070.399
FH=1073.451

19.14

24.19

DL=1070.000

NO. 22+5.00

GH=1071.554
FH=1073.301

10.06

14.98

DL=1070.000

NO. 20+5.00

GH=1070.386
FH=1073.501

21.3

26.92

DL=1070.000

NO. 22

GH=1070.378
FH=1073.351

12.47

16.9

DL=1070.000

NO. 20

GH=1070.421
FH=1073.551

22.87

28.96

DL=1070.000

NO. 21+5.00

GH=1070.353
FH=1073.401

15.02

20.54

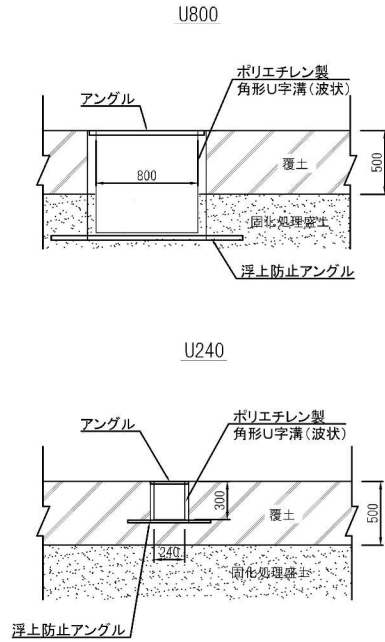
DL=1070.000

本図面は縮小図のため
表示の縮尺と異なります。

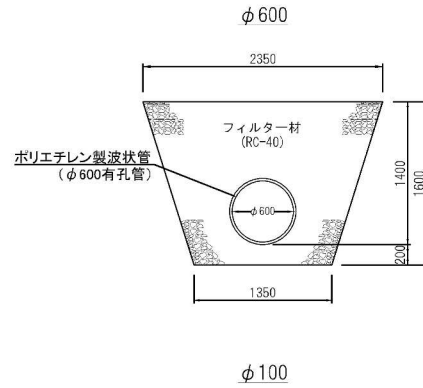
工 事 名	R7品木ダム建設工事		
図 面 名	C土捨場 A測線横断図(5)		
作成年月日	令和8年1月		
尺 寸	1:500	図面番号	14 / 15
会 社 名			
事業者名	関東地方整備局品木ダム水質管理所		

構造物詳細図

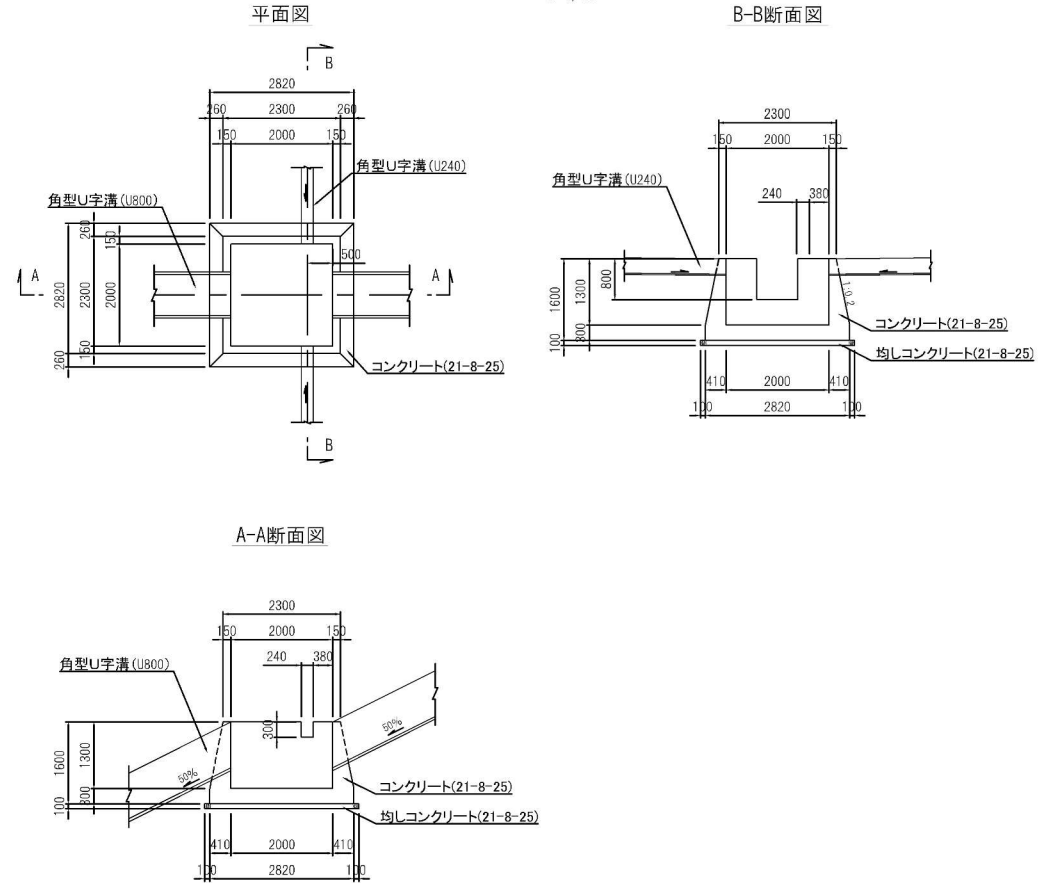
角型U字溝構造図
S=1/20



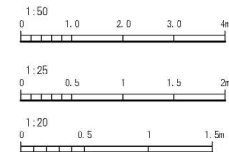
暗渠排水管構造図
S=1/25



減勢柵構造図
S=1/50



本図面は縮小図のため
表示の縮尺と異なります。



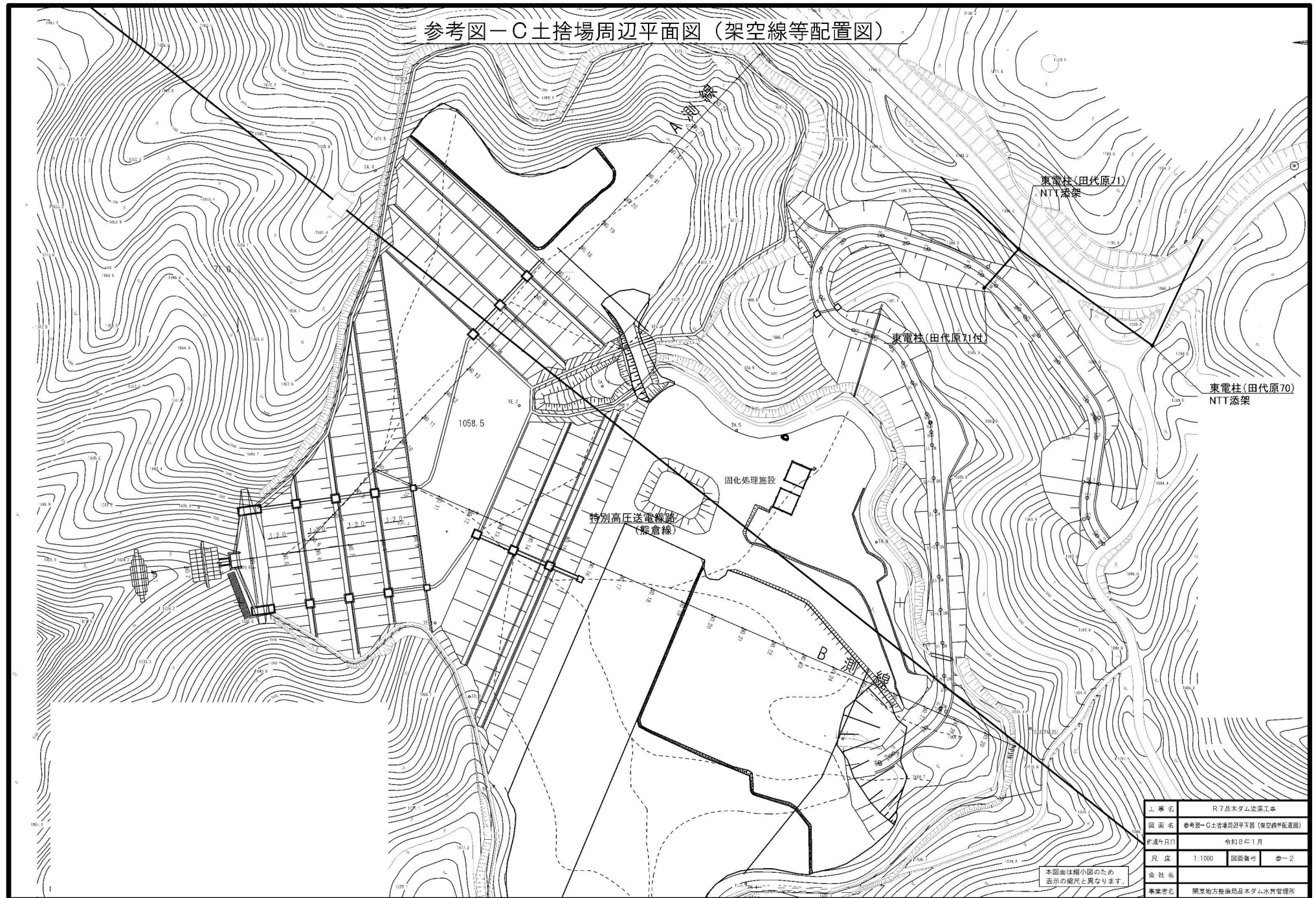
工事名	R7品木ダム浚渫工事		
図面名	構造物詳細図		
作成年月日	令和8年1月		
尺 度	図 示	図面番号	15 / 15
会社名			
製作者名	関東地方整備局品木ダム水質管理所		

参考図一脱水機場周辺平面図（架空線等配置図）



工 事 名	R7品木ダム復旧工事		
図 面 名	参考図一脱水機場周辺平面図（架空線等配置図）		
作成年月日	令和8年1月		
尺 度	1:1000	図面番号	参-1
会 社 名	関東地方整備局品木ダム水質管理所		
事業者名	関東地方整備局品木ダム水質管理所		

参考図一C土捨場周辺平面図（架空線等配置図）



工 事 名	R7品木ダム建設工事		
図 面 名	参考図一C土捨場周辺平面図（架空線等配置図）		
作成年月日	令和8年1月		
尺 寸	1:1000	図面番号	参-2
会 社 名			
専 業 者 名	関東地方整備局品木ダム水質管理所		